第3回沖縄県がん診療連携協議会 提案事項 <相談支援部会>

| 事業名 | 『セカンドオピニオン』受診サポートプログラム A |
|---|---|
| | 沖縄県がん診療連携協議会 相談支援部会 |
| | 琉球大学医学部附属病院がんセンター |
| | T E L : 098-895-1368 F A X : 098-895-1497 |
| 連絡業の要 | TEL:098-895-1388 F AX:098-895-1497 【提案の目的】 離島圏、経済的事情等に関係なくすべての患者がセカンドオピニオンを受けられるよう経済的出費について補填を行う 【事業概要】 (1)「セカンドオピニオン」を受けるための「交通(移送)費」に係る給付については、患者・家族が医師と相談の上、「セカンドオピニオン」受診の必要性があった場合に、その経済的な出費について補填を行い、必要な医療が受けられることを可能にするとの考え方から、「交通(移送)費」として現金により支給すること。(2)「セカンドオピニオン受診交通(移送)費」は、当該受診の目的が適切であると県が認めた場合について、最も経済的な通常の経路及び方法により受診された場合の費用により算定された額を、現に要した費用を限度として支給されること。(一律1回のみ¥500000を限度として) 支給基準: (1) 支給要件: 下記の要件のいずれにも該当すると県が認めた場合に支給すること。なお、次のような事例の場合には支給されるものであるが、これらの事例は標準的なものであり、個々の事例に応じて社会通念上妥当な範囲内で県が適切に判断すること。世帯の全員が住民税主課税の者。患者・家族が医師と相談の上、「セカンドオピニオン」が不可能であるか又は著しく因難であるため、必要な「セカンドオピニオン」が提供を受けられる最寄りの医療機関を受診した場合。移動困難な患者であって、患者の症状からみて、患者自らの受診が困難な場合は、患者からの委任を受けた家族が受診した場合。 (2) 交通(移送)費の支給額: 交通(移送)費を対した場合。(2) 交通(移送)費を変した場合。(3) 交通機関の運賃で算定すること。 経路については、必要な医療を行える最等の医療機関まで、その傷病の状態に応じ最も経済的な交通機関の運賃で算定すること。 違賃については、その傷病の状態に応じ最も経済的な交通機関の運賃で算定すること。 家族については、必要な医療を行える最等の医療機関まで、その傷病の状態に応じ最も経済的な反通機関の運賃で算定することにより、原則として一人までの交通(移送)費を第により、前期のような取り扱いが困難である場合には、現に要した費用を限度として例外的な取り扱いも認められること。 |
| | _{事業費} 1 件当たり 50,000 円を限度として×20人程度 = 1,000,000 円 |